

九州大学における省エネルギーに関する規程

平成27年度九大規程第50号
制 定：平成27年12月24日
最終改正：令和4年4月28日
(令和4年度九大規程第5号)

(目的)

第1条 この規程は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）に基づき、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）における省エネルギーに関しての適切かつ有効な実施について定め、エネルギーの使用の合理化及び温室効果ガスの抑制を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 温室効果ガス 温対法第2条第3項に定めるものをいう
- (2) エネルギー管理 エネルギーの使用の合理化及び温室効果ガスの抑制に関し必要な措置を講ずることをいう。
- (3) 電気の需要の平準化 本学において使用される電気の需用量の季節又は時間帯による変動を縮小させることをいう。
- (4) 部局 国立大学法人九州大学不動産等管理規程（平成16年度九大会規第7号。以下「管理規程」という。）別表に定める部局をいう。
- (5) 部局長 管理規程別表に定める部局長をいう。
- (6) 監守者 管理規程第8条第1項に定める者をいう。
- (7) 補助監守者 管理規程第8条第2項に定める者をいう。
- (8) 職員等 本学に勤務する役員及び職員並びに学生、研究生及びその他本学の施設及び設備を利用して研究等に従事する者をいう。
- (9) 各地区 九州大学地区協議会等要項（平成18年9月29日制定）。以下「地区協議会要項」という。）第2条に定める地区及び別府地区をいう。

(総長の責務)

第3条 総長は、本学におけるエネルギー管理の推進に関する業務を統括する。

(エネルギー管理統括者)

第4条 省エネ法第8条に定めるところにより、本学に、エネルギー管理統括者（以下「管理統括者」という。）を置き、総長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

- 2 管理統括者は、エネルギー管理に関する経営的視点を踏まえた取組の推進、省エネ法に定める中長期計画の作成、定期報告書の作成及びエネルギー管理標準の作成並びにその他法令等で定める業務を総合的に管理し、必要な措置を講ずるものとする。

(エネルギー管理企画推進者)

第5条 省エネ法第9条に定めるところにより、本学に、エネルギー管理企画推進者（以下「管理企画推進者」という。）を置き、施設部の課長をもって充てる。

- 2 管理企画推進者は、管理統括者の業務を補佐する。
- 3 管理企画推進者は、エネルギー管理士免状の交付を受けている者又は一般財団法人省エネルギーセンターが実施するエネルギー管理講習（以下「管理講習」という。）を修了した者でなければならない。

(エネルギー管理員)

第6条 省エネ法第12条の定めるところにより、各地区（伊都地区、病院地区及び筑紫地区）に、エネルギー管理員（以下「管理員」という。）1名を置く。

- 2 管理員は、エネルギー管理士免状の交付を受けている者又は管理講習を修了した者のうちから、管理統括者の推薦に基づき、総長が任命する。
- 3 管理員は、本学におけるエネルギー使用の合理化に関して、エネルギーを消費する設備の維持及びエ

エネルギーの使用の方法の改善並びに監視その他法令等で定める業務を行う。

4 管理員は、管理統括者及び管理企画推進者へ前項に規定する業務に関する報告を行う。

(地区省エネルギー総括責任者)

第7条 各地区に、地区省エネルギー総括責任者(以下「地区総括責任者」という。)を置く。

2 地区総括責任者は、地区協議会要項第3条に定める地区協議会議長をもって充てる。

3 別府地区の地区総括責任者は、病院地区の地区総括責任者が兼ねるものとする。

4 地区総括責任者は、当該地区におけるエネルギー管理を総括する。

(省エネルギー推進責任者)

第8条 部局及び事務局(以下「部局等」という。)に、省エネルギー推進責任者(以下「推進責任者」という。)を置く。

2 推進責任者は、部局長及び事務局長をもって充てる。

3 推進責任者は、当該部局及び事務局におけるエネルギー管理を総括し、エネルギー管理について必要な措置を行う。

4 推進責任者は、当該部局等が管理する施設等における照明設備、空調設備及び昇降機設備等に関するエネルギー消費について適正な管理を行うほか、省エネルギー活動の推進及び電気の需要の平準化に関し必要な措置を講ずるものとする。

5 推進責任者は、当該部局等のエネルギー使用量を把握しなければならない。

6 推進責任者(事務局の推進責任者を除く。)は、各部局の毎年度のエネルギー使用量を、地区総括責任者に報告しなければならない。

(省エネルギー推進者)

第9条 推進責任者は、部局等におけるエネルギー消費について適正な管理を行うため、省エネルギー推進者(以下「推進者」という。)を置く。

2 推進者は、監守者をもって充てる。

3 推進者は、第14条のエネルギー管理標準に基づき、エネルギー管理について次の各号に掲げる業務を行う。

(1) エネルギー使用状況の把握

(2) 省エネルギー活動の企画及び実施並びに活動状況の調査及び分析

(3) 前号の調査結果についての推進責任者への報告

(4) 職員等に対する省エネルギー活動の啓発

(5) その他推進者が必要と認める事項

(省エネルギー推進補助者)

第10条 推進責任者は、部局等におけるエネルギー管理を適切に行うため、必要があると認めるときは省エネルギー推進補助者(以下「補助者」という。)を置くことができる。

2 補助者は、補助監守者をもって充てる。

3 補助者は、前条に規定する推進者を補助するものとする。

(全学のエネルギー管理に関する審議)

第11条 本学のエネルギー管理を推進するために、九州大学キャンパス計画及び施設管理委員会規程(令和3年度九大規程第3号)第2条第1項第3号の規定に基づき、キャンパス計画及び施設管理委員会(以下「委員会」という。)において、省エネルギーに関する事項を審議する。

(各地区のエネルギー管理に関する審議)

第12条 各地区のエネルギー管理を推進するために、地区協議会要項第1条に規定する地区協議会において、それぞれの地区における省エネルギーに関する事項を審議する。なお、別府地区においては、別府病院運営会議において審議する。

2 事務局における省エネルギーに関する事項については、九州大学事務協議会要項(平成20年4月24日事務局長裁定)に規定する事務協議会において審議する。

3 地区協議会、別府病院運営会議及び事務協議会(以下「協議会等」という。)は、委員会で決定されたエネルギー管理に関して、必要な措置に係る事項等について審議する。

(職員等の遵守事項)

第13条 職員等は、エネルギー管理統括者の指示に従い、節電及び節水等のエネルギー管理に努めなければならない。

(エネルギー管理標準)

第14条 管理統括者は、法令に基づき、本学におけるエネルギー管理を行うため、エネルギー管理標準を定めるものとする。

2 エネルギー管理標準については、別に定める。

(改善命令等)

第15条 委員会は、各地区等におけるエネルギー管理について改善の必要があると認める場合には、協議会等に改善措置を命じることができる。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、本学における省エネルギーに関し必要な事項は、委員会の議を経て、総長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (令和元年度九大規程第102号)

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則 (令和3年度九大規程第4号)

この規程は、令和3年5月1日から施行する。

附 則 (令和4年度九大規程第5号)

この規程は、令和4年5月1日から施行する。